

令和元年6月18日現在

機関番号：32617

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2017～2018

課題番号：17H06685

研究課題名(和文)現代型交通政策の法的枠組み論

研究課題名(英文)Legal Framework of Modern Transportation Policy

研究代表者

高田 実宗 (TAKADA, Sanemune)

駒澤大学・法学部・講師

研究者番号：50805794

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、現代的な交通政策を支える法的枠組みについて、検討を加えてきた。具体的には、昨今、交通工学の分野では、「コンパクトシティ」が合言葉となり、自動車交通を抑制するとともに、マイカーから公共交通機関や自転車といった交通手段への転換を促す施策が試行錯誤されており、その法的基盤について、ドイツの例を参照しつつ、分析を試みた。そして、計画行政法の見地から、その提言を行うことができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、現代的な交通政策を支える法的枠組みについて、計画行政法の見地から、提言を行った。具体的には、いわゆるEVシフトやシェアリングエコノミーといった昨今の話題を素材として、その公道空間を活用した普及促進策の分析を法的な側面から進めた。本研究には、電気自動車やカーシェアリングの普及促進策を支える法的基盤を提供した価値が認められよう。

研究成果の概要(英文)：In this study, we have examined the legal framework that supports modern transportation policy. More specifically, recently, in the field of traffic engineering, "compact city" has become a slogan, and measures have been made by trial and error to curb automobile traffic and promote conversion from private cars to means of transportation such as public transportation and bicycles. An attempt was made to analyze the legal basis, referring to the German example. And I was able to make the proposal from the viewpoint of the plan administration law.

研究分野：行政法

キーワード：計画行政法 道路交通法 道路法 環境法 都市法

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 交通工学の展開と従前の法律学

都市交通が抱える課題は複雑かつ多岐にわたる。円滑な移動、交通安全、環境保護、まちづくり。こうした諸利益を踏まえた統合的な交通政策の実施が切実に求められており、交通工学などの分野では、コンパクトシティの実現を合言葉に、活発な議論がなされている。

すなわち、自動車交通を抑制するとともに、マイカーから公共交通機関や自転車などへと交通手段の転換を促す施策が試行錯誤されてきた。もちろん、そうした交通政策を支えるための法整備および法運用は不可欠であり、法律学の領域でも、道路交通法や道路法など、個々の法律に着目した分析は進められてきた。

(2) 計画行政法としての本研究

ところで、かねてから現代行政の特色として計画行政が挙げられており、交通行政もその例外でない。換言するならば、道路交通法、道路法、環境法、都市法、これらを複合的に駆使してこそ、現代的な要請を満たす交通政策は実現可能となる。

しかしながら、こうした法律を横断的に対象とした研究は当時なく、計画行政法を意識した分析が待たれていた。研究開始の当初において、本研究は、こうした背景の下、計画行政法の見地から交通法制を紐解く試みであった。

2. 研究の目的

(1) 交通法制の体系的な整理

都市の交通政策は、道路交通法、道路法、環境法、都市計画法などによって支えられている。これらの法制度を整理するとともに、各法制度相互の関係性を明らかにすることが、本研究の目的であった。

(2) 自治体交通計画の策定過程

交通政策には複雑な利害が絡むため、それらが包括的に衡量された交通計画の策定がなされなければ、その正当性を担保することができない。そこで、関係者の意思を交通計画に反映させる仕組みを提言するため、どのような市民参加手続を交通計画の策定に際して準備すべきか、こうした自治体交通計画の策定過程を明らかにすることが、本研究の目的であった。

(3) 交通計画の実効性確保

自治体が作成した交通計画は、警察や道路管理者の協力を経なければ、絵に描いた餅になってしまう。従来、こうした各権限主体間の調整が難航し、統合的な交通政策の実現が頓挫する事例がみられた。そこで、自治体の交通計画が警察や道路管理者に及ぼす影響力を高める法的手法を明らかにする目標にあたって、交通計画の実効性確保に対する提言を加えることが、本研究の目的に据えられていた。

3. 研究の方法

(1) 文献収集

本研究の基盤となる資料収集を急いだ。わが国の図書館に所蔵されている文献については、適宜、その渉猟に努めた。他方、本研究は、ドイツの交通法制を分析対象とするため、現地の図書館にしか所蔵されていない資料については、ドイツへと渡り、資料収集に励んだ。なお、平成29年度の夏期休業期間には、デュッセルドルフ大学法学部図書館およびミュンスター大学法学部図書館を訪れ、また、平成30年度の夏期休業期間には、ミュンスター大学法学部図書館を訪れ、文献の収集に従事した。

(2) 文献および判例の読解

こうして集めた文献および判例の読解を着実に進めた。研究活動の前半には、環境法の枠内で語られる交通政策を中心として分析を進める一方、研究活動の後半では、まちづくりの側面に重点を移しながら、読解作業を進めた。こうした作業を通じて、環境政策のみならず、まちづくりも視野に入れ、それらと交通政策の結合という問題に切り込んでいった。

(3) 現地調査

本研究は、ドイツにおける最新の交通法制を分析対象としていたため、ドイツでの現地調査を行った。具体的には、平成30年8月には、エッセン市を訪れ、公道空間を活用した電気自動車およびカーシェアリングの普及促進策について、その実施状況に係る現地視察を行った。また、平成31年2月には、ベルリンの連邦交通省およびトルコネクト社を訪れ、道路課金制度について、ヒアリングを実施している。この他、わが国の交通計画の調査を目的として、平成30年9月には、京都市を訪れ、交通計画の実施状況について、現地調査を行っている。

4. 研究成果

(1) 現代型交通政策の法的枠組み

本研究の目的は、現代的な交通政策を支える法的枠組みについて、計画行政法の見地から、提言を行うことであった。すなわち、昨今、交通工学などの分野では、「コンパクトシティ」が合言葉となり、自動車交通を抑制するとともに、マイカーから公共交通機関や自転車といった交通手段への転換を促す施策が試行錯誤されており、その基盤を法的側面から構築していくことが本研究の狙いであった。

そして、円滑な移動、交通安全、環境保護、まちづくり、こうした諸利益を踏まえた統合的な交通政策の実現が喫緊の課題であるという認識の下、1. 交通利用者の権利、2. 沿道住民の環境利益、3. 中心市街地の活性化、に着眼しつつ、法的な考察を進めてきた。なお、上記の課題は、道路交通法や道路法といった、いわゆる交通法制のみにとどまらず、環境法や都市法も密接に絡む状況にある。

そこで、本研究では、ある特定の法分野のみを対象とするのではなく、関係する各法領域を横断的に分析してきたわけである。とりわけ、本研究では、以下(2)(3)のとおり、電気自動車およびカーシェアリングの普及促進策という具体的な交通政策を素材として、その計画法上の枠組みを構築した意義が認められよう。

(2) 電気自動車の普及促進策と法的課題

EVシフトという直近の情勢から示唆を得て、計画行政法の枠組みにおいて、電気自動車の普及促進策を語ることに成功した。すなわち、ドイツでは、電気自動車の利用に対して優遇措置を講じ、これによって電気自動車の普及を促そうとする法律が2015年に成立しており、この新法を素材として、交通法制における秩序法から計画法への流れを明らかにした。なお、このような研究成果について、「電気自動車の普及促進策と法的課題」と題する論稿が、一橋法学17巻2号(山田洋先生退職記念号)371-395頁(2018年)にて発表されている。

(3) 公道空間を活用したカーシェアリングと法的課題

シェアリングエコノミーという直近の情勢から示唆を得て、道路空間を活用したカーシェアリングについて、その公物法理論上の課題を語ることに成功した。すなわち、ドイツでは、カーシェアリングの利用に対して優遇措置を講じ、これによってカーシェアリングの普及を促そうとする法律が2017年に成立しており、この新法を素材として、公物管理法たる道路法と公物警察法たる道路交通法との関係性、そして両法領域と計画法との接合について、行政法理論からの分析を加えることができた。なお、このような研究成果について、「道路空間を活用したカーシェアリングと法的課題」と題する論稿が、駒澤法学18巻2号66-39頁(2018年)にて発表されている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3件)

高田実宗、道路空間を活用したカーシェアリングと法的課題、駒澤法学、18巻2号、66-39頁、2018年、査読無。

<http://repo.komazawa-u.ac.jp/opac/repository/all/38487/>

高田実宗、電気自動車の普及促進策と法的課題、一橋法学、17巻2号(山田洋先生退職記念号)、371-395頁、2018年、査読有。

DOI : <http://doi.org/10.15057/29596>

高田実宗、ニュータウンの再生と法的課題、都市住宅学、102号、15-19頁、2018年、査読無。

〔学会発表〕(計 0件)

〔図書〕(計 0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

取得状況(計 0件)

〔その他〕

なし

6 . 研究組織

(1)研究分担者
なし

(2)研究協力者
なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。